

保健医療介護部介護保険課長
福祉労働部障がい福祉課長 } 殿

保健医療介護部がん感染症疾病対策課長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

新型コロナウイルス感染症患者発生に伴うハイリスク施設からの報告について

このことについては、令和 4 年 3 月 30 日付け 3 保総第 3 2 5 4 号「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」にて、関係機関への周知並びに対応をお願いしているところです。

今般、令和 4 年 6 月 30 日付け 健感発 0 6 3 0 第 1 号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 1 2 条第 1 項及び第 1 4 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」の通知にて、新型コロナウイルス感染症に関する発生届の様式が変更となり、必須項目から職業等が除外され、ハイリスク施設の従事者や入居者の把握が困難となりました。

つきましては、令和 4 年 3 月 16 日（令和 4 年 3 月 22 日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの事務連絡に記載されている下記対応について、関係機関へ再度周知していただきますようお願いいたします。

記

○ハイリスク施設（高齢者施設、障害児者施設）から保健所への報告について
当該報告に当たっての基準等は以下のとおり

【条件】

- ・ハイリスク施設において、従業者や入居者の別を問わず、感染者が 1 名以上発生した場合に行うこと（ただし、感染可能期間にハイリスク施設に出勤・入所等をしていない者のみの感染の場合など当該ハイリスク施設において感染拡大につながらないと判断した場合は除く）。

【報告内容】

- ・感染管理の体制の有無と具体的な体制の内容（他施設からの応援体制も含む）
- ・従業者及び入所者のワクチン接種状況（回数と最後の接種日）
- ・施設の利用者への対応状況
- ・濃厚接触の疑いがある者の有無及び人数（施設の利用者数も含む）

【留意点】

- ・保健所の調査前に 2 例目以降が発生し、感染拡大防止のために保健所の関与が必要と認められた場合には、その旨の連絡を行う。